

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第55期 第1回

開催年月日 令和7年5月28日

開催場所 高知労働局 別館会議室（301）

出席委員数		議題 1	会長及び会長代理の選出について
公益代表	4名	2	今後の審議会の運営について
労働者代表	5名	3	その他
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和7年7月18日

〔開会〕 午前9時29分

賃金室長 ただ今から、第55期第1回高知地方最低賃金審議会を開催いたします。
慣例によりまして、本審議会の会長が選出されるまでの間、事務局において
進行させていただきます。

本日は、川竹委員と宮地委員がご欠席で、公益委員4名、労働者代表委員
5名、使用者代表委員4名の合計13名の委員に出席していただいております
ので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たし、本審議会
が有効に成立していることをご報告します。

次に、第55期の審議会委員のご紹介に移りたいと思います。

お手元の審議会資料1ページの委員名簿をご覧ください。

今回、新たな公益代表委員として、川竹佳子委員、

労働者代表委員として西原正雄委員と筒井信行委員、

使用者代表委員として井戸啓彰委員と辻晶登委員にお願いすることとなり
ましたので、ご紹介させていただきます。

それでは名簿の順に、西原委員より、一言ご挨拶をお願いします。

西原委員 先ほどご紹介いただきましたJAMの西原といいます。よろしくお願
いします。

私の勤め先はヤンマーアグリという会社でありまして、香美市にありま
す。

皆さんも多分お名前をご存じではないかと思いますが、入社した当時
はセイレイ工業、そして途中でヤンマー農機製造と、今回3回目であります
けれども、会社名が変わっております。

そこで今、労働組合の支部長をやらせてもらっています。

初めてのことなのでわかりませんが、いろいろと勉強していきたいと思
います。今日はよろしくお願いします。

賃金室長 ありがとうございました。
続きまして、筒井委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

筒井委員 電機連合に所属していますエム・セテック労働組合の筒井と申します。
今回初めて出席することになりましたので、勉強不足のところもあります
けども、頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

賃金室長 ありがとうございました。
続きまして、井戸委員より、一言ご挨拶をお願いします。

井戸委員 高知市で製造業を営んでおります特殊製鋼所の井戸と申します。
我々の作っている製品は鋳物というもので、砂で型を作って、それに溶か
した金属を流し込んで、いろんな形状の金属製品を作っていくという仕事を
させていただいております。
この度初めて委員になっておりますので、勉強不足なところもあるかもし
れませんが、一生懸命頑張っていきたいと思います。
皆様どうかよろしくお願いいたします。

賃金室長 ありがとうございました。
続きまして、辻委員より、一言ご挨拶をお願いします。

辻委員 土佐電子の辻といいます。
元々この会には、代表の社長のほうに来ておったんですが、高齢というこ
とで、私のほうに引き継ぐことになりました。
わからないことばかりですが、今後ともよろしくお願いいたします。

賃金室長 ありがとうございました。
続きまして、再任されました委員につきまして、お手元の名簿を順に読み
上げる形で、ご紹介をさせていただきます。
公益代表委員は、上村浩委員、大井方子委員
近藤啓明委員、浜田久美子委員
労働者代表委員は、白木政行委員、程岡範人委員、丸山玲子委員
使用者代表委員は、沖田良二委員、白山早苗委員、宮地貴嗣委員です。
続きまして、事務局も人事異動で一部交替をしておりますので、紹介いた

します。

お手元の資料2ページの事務局名簿をご覧ください。

高知労働局長の菊池でございます。

労働基準部長の三上でございます。

賃金室長の前田でございます。

賃金室長補佐の西山でございます。

4月の異動で、室長補佐が交代しましたので、ご挨拶申し上げます。

賃金室長補佐 賃金室長補佐として、4月からこちらに所属しております。
私も初めてですが、審議会の事務局として頑張りたいと思います。
よろしくお願いいたします。

賃金室長 それでは、議事に移りたいと思います。
まず、議事（1）の会長及び会長代理の選出についてです。
最低賃金法第24条の規程により、審議会には会長及び会長代理を置くこととされており、会長及び会長代理は公益代表委員のうちから委員が選挙するとされております。
つきましては、会長と会長代理の候補の方をご推薦いただきたいと思います。
ですが、いかがでしょうか。

浜田委員 私から推薦したいと思います。
会長に近藤委員、会長代理に大井委員を推薦します。

賃金室長 ただ今、会長及び会長代理の候補のご推薦をいただきました。
近藤委員を会長に、大井委員を会長代理に選出するということでいかがでしょうか。

— 異議なし —

賃金室長 異議なしということですので、近藤委員、大井委員、よろしくお願いいたします。
それでは、近藤会長に、以後の進行をお願いいたします。

会 長 会長に選任いただきました近藤です。
毎年いろんな情勢が変わり続けております。
今年も皆様には、暑い中大変な審議をしていただくことになります。
是非とも慎重かつ円滑な審議をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ます。

それでは、会長代理の大井委員から、ご挨拶をお願いします。

大井委員 会長代理として、つつがなく審議の進行などをさせていただきたいと思
います。よろしくお願いします。

会 長 では、第55期の審議会の始まりにあたりまして、菊池局長からご挨拶が
あります。
よろしくお願いします。

局 長 高知労働局の菊池でございます。
委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席をい
ただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から高知労働局の行政運営につきまして、格別なご理解、ご協
力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度、高知県最低賃金は大幅に引き上げられ、952円となりました。

高知県におきましては、今後、一層の経済の活発化が期待されているところ
でございますが、相次ぐ物価高騰とあわせまして、賃金引き上げ等による
コストの価格転嫁が停滞している状況に加え、人手不足などの不安状況もあり
まして、引き続き状況を注視していく必要があると考えています。

高知県内の景気動向としましては、令和7年3月の雇用失業情勢におきま
して、有効求人倍率は1.15倍と前月に比べて0.03ポイント上回って
はいるのですが、新規求人数が減少しているなど、改善の動きがやや弱いと
いうことで、今後の動向に注意する必要があります。

また、日銀高知支店様が5月14日に発表した高知県金融経済概況により
ますと、「高知県の景気は、緩やかに持ち直している。」とされ、先行きに
つきましては、「穏やかに持ち直していくとみられる。ただし、コスト上昇
と価格転嫁の動向、人手不足の影響と賃金の動向、各国の通商政策等の動き
やその影響を受けた海外経済の動向等について、注視していく必要があ
る。」というような見解でございました。

政府におきましては、2020年代に最低賃金を平均で1,500円に引
き上げる目標が掲げられておりまして、賃上げが「成長戦略の要」とされて
おります。そういった中、委員の皆様方におかれましては大変ご苦勞をおか
けしますが、今年度の最低賃金の改定について、ご審議いただきますよう、
お願い申し上げます。

季節は間もなく梅雨を迎えるということで、そのあとには、先ほど会長が
おっしゃいましたように暑い日々が続くこととなります。

皆様方には、お身体に十分気を付けていただきまして、今年度の審議会の開催につきましてもご尽力をお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。
では議事に入る前に、本審の議事録の確認者についてですが、公益、労働者側、使用者側の各1名が議事録を確認しています。
公益は私が担当しますが、労働者側はどなたにされますか。

白木委員 私が担当します。

会 長 使用者側はどうしますか。

沖田委員 沖田が担当します。

会 長 それでは、白木委員、沖田委員よろしくお願いします。
それでは、議事に入ります。
議事（２）の、今後の審議会の運営についてです。
まず、本審議会の運営規程について確認をさせていただきます。
事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料３ページの高知地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。
この運営規程につきましては、平成２７年５月２２日に議決をいただき、以後修正を行いながら施行しております。
今期におきましても、この規程に則って議事の運営等をお願いしたいと思います。

会 長 ただ今の事務局説明について、何かご意見はございますか。

— 意見なし —

会 長 それでは、従来の運営規程に則って、議事運営等を行っていくこととします。
次に、審議会運営規程の第３条に「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされており、例年、今後の運営等

について、運営小委員会を設けて協議しているところです。

今年度につきましても、運営小委員会を設けることとして、早速ではありますが、本日、本審議会終了後に引き続いて開催したいと思います。いかがでしょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、本日の審議会終了後、運営小委員会を開催することとします。
運営小委員会は、従来から公労使各側2名で構成しております。
公益は私と大井委員で担当したいと思います。
労働者側の担当は、どうされますか。

白木委員 私、白木と丸山委員が担当します。

会 長 使用者側の担当は、どうされますか。

沖田委員 沖田と井戸委員が担当します。

会 長 わかりました。
担当の委員の方は、引き続いて出席をお願いします。
また、運営小委員会につきましては、事業場視察の対象の事業場名や具体的な団体、個人名が出てくる可能性があること、目安の取扱いや議事の公開に関し率直な意見交換が損なわれる可能性も考えられることから、非公開ということにしたいと思います。いかがでしょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、運営小委員会は非公開とします。
次に、資料5ページにあります令和6年度の審議状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 昨年度は第54期の2年目となりましたので、本審議会は第8回からの開催となっております。

第8回本審は6月27日に開催され、3月15日に開催されました運営小委員会報告が承認されるとともに、高知県最低賃金の改正決定に係る諮問が行われました。

8月1日、委員全員協議会で、高知県労働組合連合会の筒井敬二執行委員

長と民青同盟高知県委員会の森岡俊介常任委員から、7月12日付けで本審議会における意見陳述の申出があり、2名から意見聴取が行われました。

引き続き、第9回本審が開催され、中央最低賃金審議会からの目安の伝達と、特定最低賃金の金額改正に係る必要性の諮問が行われました。

本審終了後、第1回専門部会が開催され、労使の基本的主張がなされました。

8月2日の第2回専門部会から8月13日の第6回専門部会まで、金額審議が開催され、第6回専門部会において、公益委員見解が示され、採決の結果、全会一致での結審となり、即時答申される運びとなりました。

その後の公示期間に高知県労働組合連合会から異議申立があり、8月29日の第10回本審において、異議申立に対する審議と答申が行われました。

改正最低賃金額の官報公示後、10月9日に改正された高知県最低賃金が発効となりました。

9月10日、特定最低賃金の改正の必要性について、特別小委員会が開催され、10月1日の第11回本審において、改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかった旨の答申が行われました。

本年3月10日に、第12回本審が開催され、特定最低賃金に係る意向確認が行われております。

会 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

— 意見なし —

会 長 ただ今の事務局の説明や昨年度の審議状況を参考にしまして、本審議会後に開催予定の運営小委員会で、今後の運営について検討することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、運営小委員会で今後の運営について検討することといたします。

次に、次回第2回審議会の公開についてですが、高知労働局長からの高知県最低賃金改正決定についての諮問及び運営小委員会の報告が行われる予定です。

特段非公開とする理由はないと考えますが、いかがでしょうか。

会 長 それでは、次回第2回審議会は公開とします。
事務局には、公開への対応をお願いします。
それでは、議事（3）のその他についてです。
まず、事業場の実地視察についてですが、この場で、委員の皆様のご意見をお伺いして、それをもとに、詳細を運営小委員会において協議を行うこととし、その結果を次回本審において報告して、再度皆様に諮りたいと思います。

 まずは皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、実地視察について、何かございますか。

白木委員 例年どおり行ってはいかがでしょうか。

会 長 それでは、実地視察については、例年どおりというご意見も出ましたので、この後の運営小委員会において協議を行い、その結果を次回本審に報告してお諮りしたいと思います。

 次に要請についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料8ページをご覧ください。

 令和7年5月20日付けで高知労働局長及び高知地方最低賃金審議会长あてに提出された全労連四国地区協議会からの要請書です。

 9ページのほうに最低賃金に関しまして、

 1 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1,500円以上とすること。

 また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行うこと。

 2 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援（賃金補助・社会保障減免等）を行うこと。

 また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。

 3 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

 4 審議会及び専門部会を公開すること。

 また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。

5 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上の要請がありましたので報告します。

なお、このような要請があったことにつきましては、本省、高知労働局長、高知地方最低賃金審議会にお伝えする旨回答しております。

会 長 事務局のただ今の説明で何かご意見はありますでしょうか。

— 意見なし —

会 長 本件要請以外に、ご意見・ご質問・ご要望がありましたら、事務局までお願いします。

次に業務改善助成金の申請状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料10ページをご覧ください。

4月末現在の状況ですけれども、令和6年度の申請件数は211件、交付決定件数は197件となっております。交付決定金額は現在確認中です。

賃金の引き上げ及び企業の生産性向上に繋がる助成金ですので、本年度も一層の周知と利用勧奨を行っていきたいと考えております。

現在、7月上旬ごろに、高知県と合同で、県下4か所での説明会を予定しております。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何か質問等はございますか。

— 意見なし —

会 長 以上をもちまして、本日の審議内容はすべて終了しましたので、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

なお、運営小委員会へご出席の委員の方は、引き続きこの場での開催となりますので、準備の間、少しお待ちください。

[閉会] 午前9時54分